

■ 基本的な考え方

高齢者や車椅子使用者等が、共同住宅を円滑に利用するためには、道等から住戸までの経路について、段差を解消し、安全かつ円滑に通行できるようにする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関 連 条 項	対 象 規 模
① 準移動等円滑化経路	①道等から各住戸までの経路のうち、1 以上を準移動等円滑化経路としているか	条 20	3 階以上 かつ 500 ㎡以上 1,000 ㎡ 未満、又は 1,000 ㎡ 以上
	【①が「有」の場合②に適合しているか】		
	②準移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く）	別 10-1	
	【ただし、以下のいずれにも該当する場合は、垂直方向の移動に限り免除】		
	・階数が 2 以下の場合、または床面積の合計が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満、かつ 3 階以下の共同住宅の場合	条 20-1-1 ただし書き	
② 出入口	・階数が 2 以下の場合、または道等から住戸の総数の 1 割以上（切り上げ）の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっている場合	条 20-1-2 ただし書き	
	①幅は 80cm 以上であるか	別 10-2-1	
	②戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別 10-2-2	
③ 廊下等	③屋外に面する出入口に庇又は屋根を設置しているか（ただし、アーケードに面する等の場合を除く）	別 10-2-3	
	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-3-1	
	②幅は 120cm 以上であるか	別 10-3-2	
	③区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	別 10-3-3	
	④戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別 10-3-4	
④ 傾斜路	⑤末端付近は車椅子の転回に支障のない構造となっているか	別 10-3-5	
	①手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16cm 以下の傾斜部分は免除）	別 10-4-1	
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-4-2	
	③前後の廊下等と色の明度差等で識別しやすいか	別 10-4-3	
	④幅 120cm 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか	別 10-4-4	
	⑤勾配 1/12 以下（高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか	別 10-4-5	
	⑥高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか	別 10-4-6	

☐ 各項目の一般基準の解説を準用する。

☒ 各項目の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。

内 容		関 連 条 項	対 象 規 模
⑤エレベーター及びその乗降ロビー	①かごは必要階(利用居室又は車椅子使用者用便所・車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	別 10-5-1	2,000 m ² 以上
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	別 10-5-2	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	別 10-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	別 10-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	別 10-5-5	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	別 10-5-6	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	別 10-5-7	
	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	別 10-5-9	
	⑨出入口には、利用者感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	別 10-5-10	
	⑩かご内に手すりを設置しているか	別 10-5-11	
	⑪不特定多数の者、又は主に視覚障がい者が利用する建築物であるか	別 10-5-8	
	【⑪で「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	別 10-5-8-7	
	(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	別 10-5-8-1	
	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	別 10-5-8-2	
⑥特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	①準移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか	別 10-6	3 階 以 上 かつ 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満、又は 1,000 m ² 以上
	【①が「有」の場合②③に適合しているか】		
	②エレベーターを設置しているか	県 告 498	
	(1)段差解消機の基準(平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第七号)に適合しているか	県 告 498	
	(2)かごは幅70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか	県 告 498	
	(3)かごの奥行きと幅は十分であるか(車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	県 告 498	
	③エスカレーターを設置しているか	県 告 498	
	(1)車椅子使用者用エスカレーターの基準(平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書き)に適合しているか	県 告 498	

内 容		関 連 条 項	対 象 規 模
⑦敷地内の通路	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-7-1	3 階 以 上 かつ 500 ㎡以上 1,000 ㎡ 未満、又は 1,000 ㎡ 以上
	②段があるか	別 10-7-2	
	【②段が「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか	別 10-7-2-7	
	(2)踏面端部とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別 10-7-2-1	
	(3)段はつまづきにくいものか	別 10-7-2-7	
	③傾斜路があるか	別 10-7-3	
	【③傾斜路が「有」の場合(1)、(2)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	別 10-7-3-7	
	(2)前後の通路と色の明度差等で識別しやすいか	別 10-7-3-1	
	(3)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	別 10-7-3-7	
	(4)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	別 10-7-3-1	
	(5)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	別 10-7-3-7	
	④区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	別 10-7-4	
	⑤戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別 10-7-5	
	⑥通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子の車輪等が落ちないものであるか	別 10-7-6	
	⑦地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	別 10-7-本文	

■ バリアフリー整備基準の解説

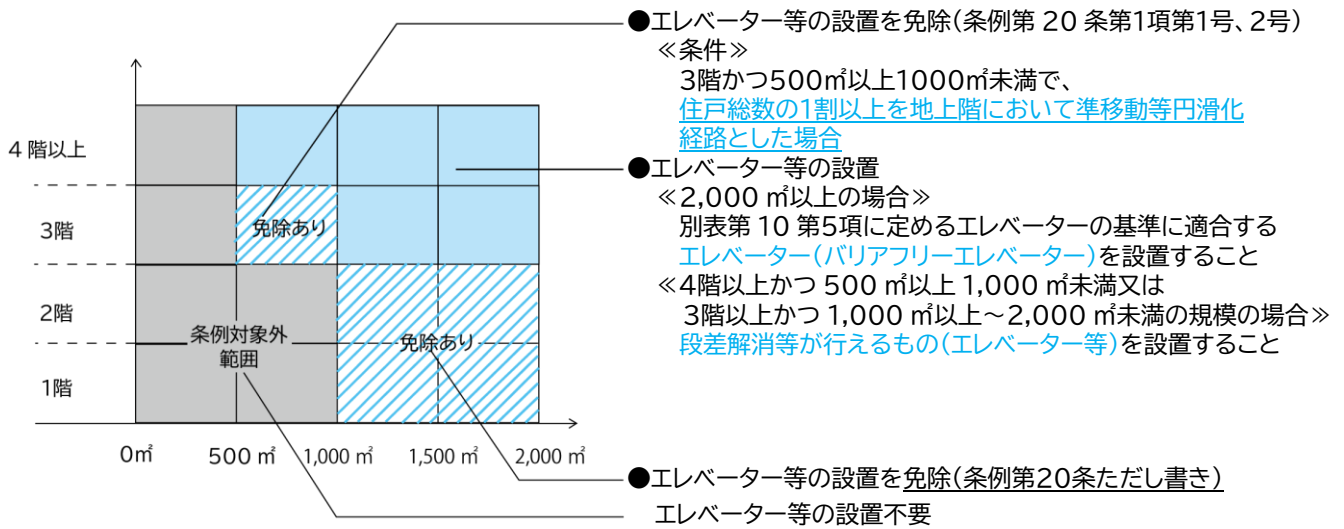
＜準移動等円滑化経路の基準＞ ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項 目	解 説	参照条文等
① 準移動等 円滑化経路 ◎段の禁止	●道等から共同住宅の各住戸までの経路うち 1 以上を、移動等円滑化経路に準じた、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(準移動等円滑化経路)として整備する。 ●準移動等円滑化経路上に階段又は段が生じる場合には、傾斜路やエレベーター等により段差を解消する。ただし、以下に該当する場合は、垂直方向の段差解消(エレベーター等の設置のみ免除する。(各フロア内の段差解消は必要)) ✓ 地上階又は直下階のみに住宅がある場合や、地上階又は直上階のみに住宅がある場合 ✓ 床面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満、かつ階数が 3 階以下の共同住宅において、地上階(通常は1階)に設ける住戸総数の 1 割以上の住戸への経路が、準移動等円滑化経路となっている場合 ●準移動等円滑化経路は「01 移動等円滑化経路等」の参考図の「図 2 移動等円滑化経路の整備が必要となる利用居室」の利用居室を住戸に読み替えて適用する。	条 20-1 【図 2】 別表第 10 【図 1】 条 20-1 前段 かつ書き 条 20-1-1、2

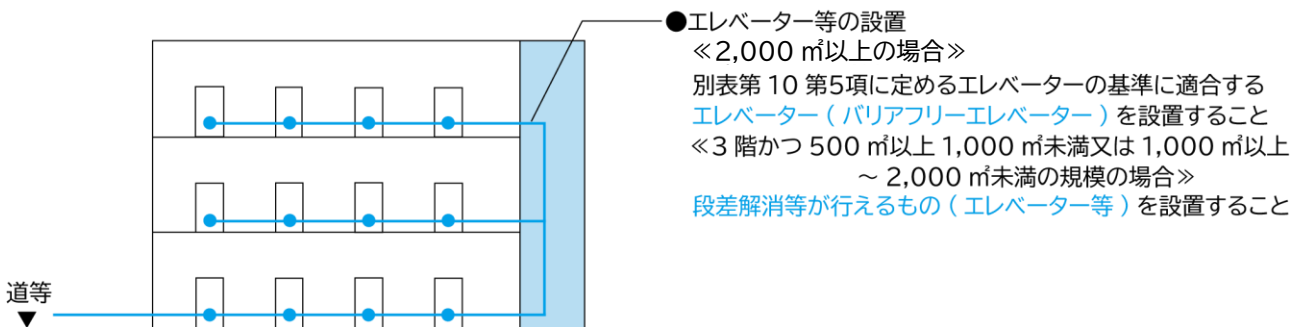
項目	解 説	参照条文等
◎ 移動等円滑化経路の適用	●居住者が共用で利用する集会室(利用居室)、共用便所(車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房を備えたもの)、及び車椅子使用者用駐車場を設けた場合は、令第19条第1項に掲げる経路を移動等円滑化経路として整備する。	
②出入口	●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準①③出入口の有効幅、②④戸の形式、⑤庇等の設置を準用する。	別表第10
③廊下等	●「03 廊下等」の一般基準①床面を準用する。 ●「03 廊下等」の移動等円滑化経路の基準①有効幅及び動線計画、②③車椅子の転回、④戸の形式を準用する。	別表第10
④傾斜路	●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の一般基準①手すり、②床面、③④弱視者への配慮を準用する。 ●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の移動等円滑化経路の基準①有効幅、②勾配、③踊場を準用する。	別表第10
⑤ エレベーター及びその乗降ロビー	●「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路の基準①停止階、②出入口の有効幅ほか、③かごの大きさ、④乗降ロビーの広さ、⑤⑥⑦制御装置、⑧鏡の設置、⑨乗降者検知装置、⑩手すり、⑬不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合を準用する。 ●エレベーターの基準が適用されるのは床面積の合計が2,000㎡以上の場合である。 ※「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の⑪火災時管制運転装置は準移動等円滑化経路に含まない。	別表第10
⑥ 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等	●「07 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」の移動等円滑化経路の基準①②段差解消機、①③エスカレーターを準用する。 ●知事が定める特殊な構造又は利用形態のエレベーターその他の昇降機とは、平成18年国土交通省告示1492号第一に定めるものと同様である。	別表第10
⑦ 敷地内の通路	●「11 敷地内の通路」の一般基準①床面、②段、③傾斜路を準用する。 ●「11 敷地内の通路」の移動等円滑化経路の基準②転回スペース、③戸の形式、④排水溝のふた、⑤傾斜路、⑥地形の特殊性を準用する。 ●「地形の特殊性」とは、急傾斜地に建つ場合等をいい、このために高齢者、障がい者等が徒歩により道等から建築物に到達することが困難であるが、車で車寄せまで乗り入れることができる場合に適用できる。	別表第10

■ 参考図

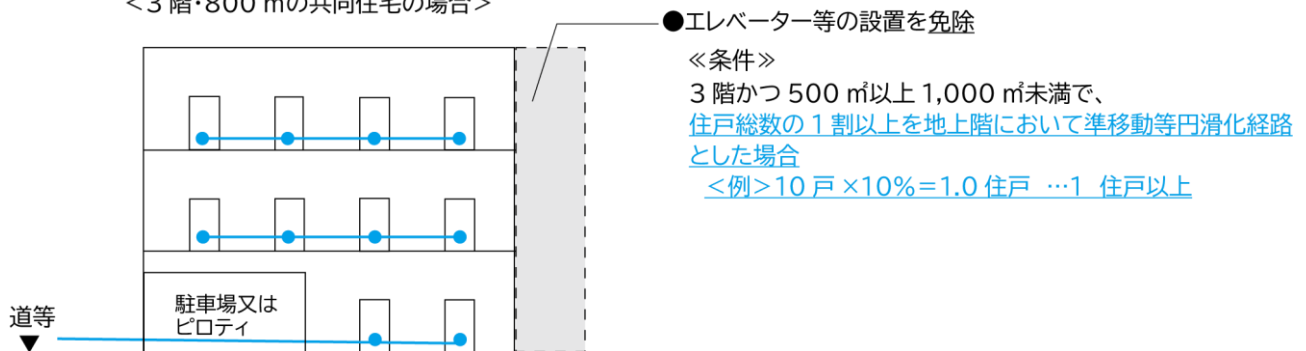
図 1 エレベーター等の設置義務範囲について



<1,000 ㎡以上の共同住宅の場合>

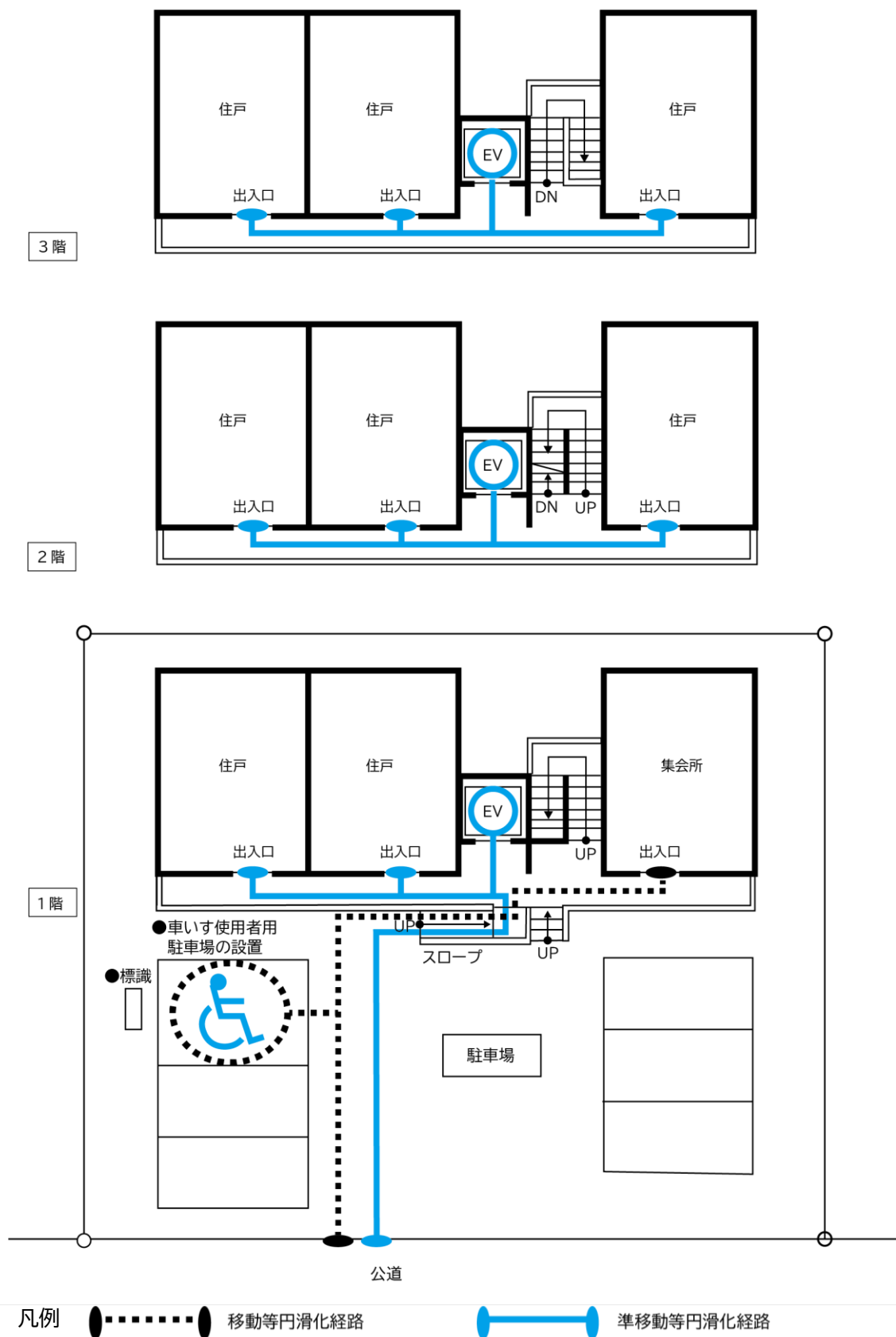


<3 階・800 ㎡の共同住宅の場合>



<凡例>
 — 準移動等円滑化経路
 ● 出入口の有効幅 800 mm以上確保

図 2 共同住宅における建築物移動等円滑化経路と準移動等円滑化経路の例



※床面積 500 m²以上 1,000 m²未満、かつ 3 階以下であり、全住戸の 1 割以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっているときは、エレベーター等の設置は免除(各フロアの段差解消は免除されない)